

国家戦略特別区域及び区域方針（抜粋）

平成 26 年 5 月 1 日	内閣総理大臣決定
平成 27 年 8 月 28 日	一部変更
平成 28 年 1 月 29 日	一部変更
令和 4 年 11 月 11 日	一部変更
令和 6 年 9 月 5 日	一部変更

XIV. 福島県・長崎県

1. 対象区域

福島県及び長崎県

2. 目標

新技術の実装により共通の課題解決に取り組む「新技術実装連携“絆”特区」として、地理的に離れた両県の連携による取組を強力に推進する。

震災復興や離島・半島などの課題に直面し、買い物困難等の共通の地域課題を抱える両県が連携し、利便性の高いドローン配送を全国に先駆けて実現するなど、新技術の早期実装を進め課題解決を図るとともに、その横展開に取り組み、地方創生の新たなモデルとなることを目指す。

また、継続的に規制・制度改革に取り組んでいくための推進体制を構築しつつ、新技術も活用した生活関連サービスの維持・向上に資する幅広い分野・地域を対象とした取組を進める。

3. 政策課題

- (1) 離島・半島、中山間地域等における物流・配送を始め生活関連サービスの維持・向上
- (2) 新産業創出や第一次産業を始めとした産業振興等による地域活性化
- (3) 新技術を活用した医療・健康・教育等の持続性確保
- (4) 新技術を駆使し、地域活性化を図る人材の確保・育成

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<移動・物流>

- ・ ドローンのレベル4飛行等による市街地でのオンデマンド配送サービスの実装・拡充

<産業>

- ・ 圧縮水素の貯蔵量上限の緩和等による水素社会の実現
- ・ 先端技術を活用した効率的かつ持続的な産業の振興や産業を担う人材の育成

<医療・健康>

- ・ 離島・半島地域等を始め、人口減少が著しい地域における持続可能な医療提供体制の確保

<教育>

- ・ 地域にかかわらず豊かな教育を受けることができる環境整備

<その他>

- ・ 上記のほか政策課題の達成に必要な事項